



平成27年8月14日

各 位

会社名 第一商品株式会社
代表者名 代表取締役社長 山中 教史
(JASDAQ・コード8746)
問合せ先 執行役員総務本部長 岡田 義孝
電話番号 03-3462-8011(代表)

有価証券報告書の訂正報告書 及び 開示すべき重要な不備を記載
する内部統制報告書の訂正報告書 の提出に関するお知らせ

当社は、平成27年3月期有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局に提出しました。また、開示すべき重要な不備があり当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載する内部統制報告書の訂正報告書についても提出しましたので、お知らせします。

記

1. 提出する訂正報告書

- ・第43期 有価証券報告書（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）の訂正報告書
- ・第43期 内部統制報告書（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）の訂正報告書

2. 訂正の理由

当社が受けている損害賠償請求訴訟に関して、平成27年3月期の決算日後の4月22日に高等裁判所の判決により約5,700万円の支払命令が下り、当社はそれを不服として上告してはいるものの、その判決金を支払う可能性が高まることとなりました。本来であればこれを修正後発事象による訴訟損失引当金として計上すべきところ、その情報の共有に齟齬を来たしたことにより会計処理を失念し、その訂正が遅れ、本日、事後判明事実として財務諸表に反映させました。

修正後発事象として速やかに会計処理できなかったことに関して社内で協議を進めていく中で、当社の内部統制に開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制が有効ではなかったとの結論を得たため、有価証券報告書及び内部統制報告書の訂正報告書を関東財務局に提出しました。

3. 決算短信について

「平成27年3月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」についても訂正します。詳細は本日付の別途開示資料をご参照下さい。

4. 開示すべき重要な不備及び内部統制報告書の訂正の内容

3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正します。訂正箇所は____下線を付して表示しています。また、訂正後の内容が開示すべき重要な不備の説明となります。

(訂正前)

上記の評価の結果、当社代表取締役社長山中教史は、平成27年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重大な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成27年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成27年4月22日、訴訟（当社被告）による東京高等裁判所判決に伴い賠償金額（57,086,896円）が発生いたしました。

その後の当社調査により、上記事項については、本来後発事象として速やかに訴訟損失引当金に繰り入れ処理を行うべきところ、会計処理を失念していたことが発覚したとともに、平成27年3月期決算の訂正が必要であると認識いたしました。

そのため、当社は本件への対応として、平成27年3月期決算を訂正するとともに、平成27年3月期（第43期）有価証券報告書の訂正報告書を提出いたしました。

なお、本内部統制報告書の訂正報告書提出時点（平成27年8月14日）において、重要な不備の改善に着手しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、再発防止に向け、以下の改善策を検討・実施してまいります。

- (1) 従来、最高裁判決に関する事項の報告のみ、調査本部長より取締役会に報告されていたが、今後は各高等裁判所における判決及びすべての和解についても併せて報告し、取締役会において情報を共有する。
- (2) 調査本部において、係争経緯表作成基準の新規構築を行い、作成した係争経緯表により、関連部署である経理本部・総務本部と情報共有の強化をはかるとともに、会計処理の漏れ防止や適切な開示書類作成をはかる。
- (3) 調査本部・経理本部及び総務本部において、訴訟損失引当金等に係るマニュアル及び業務記述書の見直しを実施し、再発防止に努める。
- (4) 内部監査室は、上記(1)から(3)におけるプロセスが内部統制上、適切に整備され、かつ、有効に運用されているかを独立的に検証する。

以 上